

令和2年（2020年）11月8日

自民党 税制調査会 御中  
公明党 税制調査会 御中

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事  
野上浩志  
大阪府堺市南区庭代台4-2-3

## 地方自治体が公共の場に屋外喫煙施設を整備する必要はなく 税制改正大綱に盛り込まないでください

謹啓 2020年度の与党税制改正大綱で、以下の[地方公共団体に分煙施設の整備を促す内容](https://notobacco.jp/pslaw/zeiseibunen2020.html)が盛り込まれました。<https://notobacco.jp/pslaw/zeiseibunen2020.html>

『第一 令和2年度税制改正の基本的考え方 6. その他

(1) たばこ税の見直し

…望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。』

これは[タバコ業界の要望](#)を受けた自民党たばこ議員連盟の議を得て入れられたものですが、これを踏まえ、[総務省自治税務局から事務連絡](#)（2020年1月23日）として、以下の趣旨が地方自治体に連絡されています。

「改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。」

しかし、私たちは、以下の理由により、2021年度の与党税制改正大綱にこの内容を盛り込むことに強く反対しますので、ご高配をお願い申し上げます。

### 【理由】

1. 新型コロナ禍に関連し「喫煙所は三密となり、かつマスクを外すのでクラスター発生源のリスク大となる。このため屋外喫煙所を含め閉鎖や撤去が広がっている。」

<https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html>

2. 屋外喫煙（分煙）施設からは煙が漏れ出ざるをえないことから、受動喫煙の危害を周りに及ぼすことが避けられない。これは、屋外であっても、受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法第 27 条に抵触している。

**健康増進法第二十七条**（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

3. 国立がん研究センターの控えめな推定でも「日本では、受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15,000 人と推計された」と発表されていて、屋外喫煙施設からの受動喫煙の危害により、周りの施設や人・通行人も急性的にも長年にもわたり健康を害されるリスクが避けられない。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf>

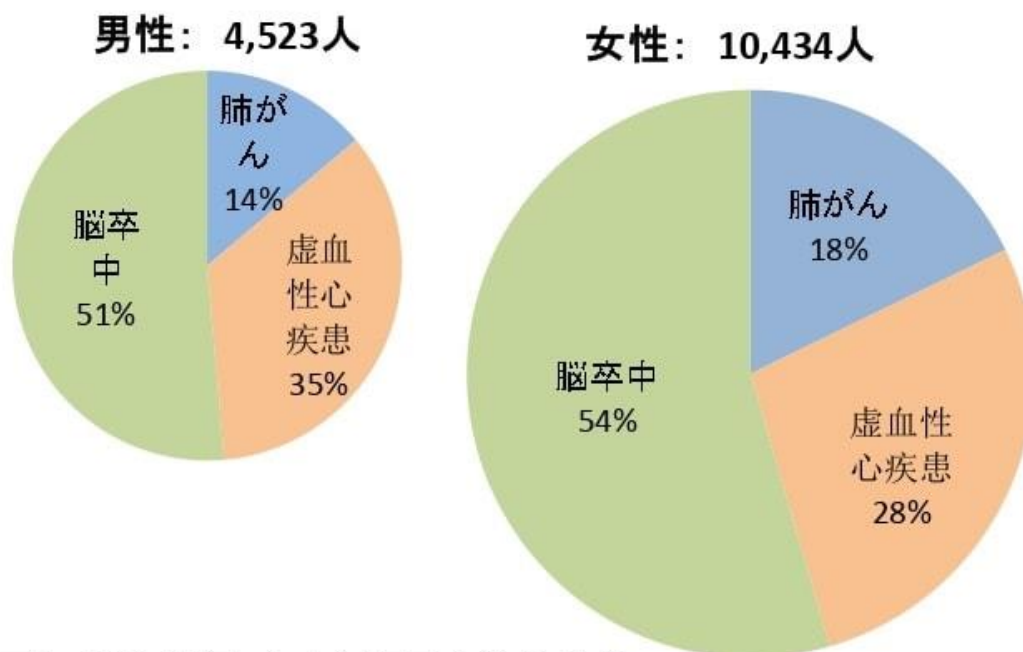


図1. 受動喫煙による年間死亡数推計値  
肺がん2,484人、虚血性心疾患4,459人、脳卒中8,014人、  
乳幼児突然死症候群73人 合計で約1万5千人

4. 屋外に喫煙所を作る必要性は全くありません。喫煙者は、喫煙所がそこにあるからタバコを吸いに行く訳で、無ければ吸いには行きません。

歩道や路上、公共の場で喫煙が禁じられ、喫煙禁止のルールが周知徹底されておれば、喫煙者の大多数は遵守します。歩道や路上を含め公共の場ではタバコを吸うべきでないルールをこそ定着させるべきです。屋外に喫煙所の整備を促すことは、これに水を差し妨げることとなります。

5. 地方自治体がこのような屋外喫煙所を一度設置すれば、行政の財産管理規定や、タバコ会社が設置を負担する場合にはその契約年限の関係等で、閉鎖・撤去が長年にわたり困難になります。

市民の15%前後に過ぎない喫煙者は減少し続けていますし、また法的にも条例でも屋外の喫煙規制も強まっていくであろうことから、地方自治体が屋外喫煙所を作る社会的必要性は全くありませんし、時代の趨勢に逆行する施策です。

6. 以上、地方自治体は公費で屋外喫煙所を整備すべきではなく、歩道・路上や公共の場に喫煙所を作る施策を断念し、手を引くべきです。

7. 有料・無料の（閉鎖型で煙が漏れ出ない）民間の喫煙所はそれなりに増えてきており、その設置は民間に任せ、喫煙者は吸いたいのであれば、それらを利用すれば良いのです。

8. 地方自治体は、住民の健康づくりのために、健康増進法の趣旨に沿う禁煙化をひたすら進めればよいです。そして地方タバコ税はむしろ喫煙者の禁煙治療の保険適用の受診料を助成するとか、小規模飲食店の全面禁煙化への改装費の補助支援、タバコ店の転業支援や、タバコ栽培農家の転作支援などに活用すべきです。

以上よろしくお願い申し上げます。